

# 民間資金等活用事業推進委員会 第 33 回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 第 33 回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成 26 年 2 月 6 日（木）13:31～15:26

場 所：合同庁舎 4 号館 12 階 1208 特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) アクションプランの実施状況及び今後の取組について
- (2) WG の検討状況について
- (3) PFI 事業の実施状況に関する国会報告について
- (4) 報告事項
  - ・平成 26 年度予算編成の基本方針について
  - ・成長戦略進化のための今後の検討方針について
  - ・産業競争力のための今後の検討方針について
- (4) その他

### 3. 閉 会

○井上参事官 ただいまから第33回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催します。

事務局をしております内閣府民間資金等活用事業推進室参事官の井上でございます。

本日はお忙しい中、皆様方におかれましては御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は定員9名のうち6名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日は委員改選後、最初の会合でございます。まずはじめに委員の御紹介をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、平成26年1月10日付で御就任いただいておりますのでございます。それでは、五十音順で御紹介させていただきます。

石原邦夫委員でございます。

佐藤主光委員でございます。

谷口綾子委員でございます。

宮本和明委員でございます。

野城智也委員でございます。

柳川範之委員でございます。

このほか、本日は所用により御欠席ですが、伊藤陽子委員、小幡純子委員、根本祐二委員に御就任いただいております。

引き続きまして、専門委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

専門委員の皆様におかれましても、平成26年1月10日付で全員で11名の方々に御就任いただいたところでございます。

それでは、五十音順に御紹介させていただきます。

浅野貞泰専門委員でございます。

石川勝己専門委員でございます。

石田直美専門委員でございます。

江口直明専門委員でございます。

河端陽子専門委員でございます。

小島泰専門委員でございます。

小林真専門委員でございます。

財間俊治専門委員でございます。

このほか、本日は所用により御欠席ですが、赤羽貴専門委員、石田晴美専門委員、廻洋子専門委員のお三方にも御就任いただいております。

続きまして、本委員会の委員長を選任をお願いするわけでございますけれども、民間資金等活用事業推進委員会令第2条第1項の規定によりますと、委員の皆様方の互選により決めていただくこととされております。どなたか御提案がございましたら、お願いいたします。

○野城委員 大変幅広い経験と見識をお持ちの石原委員に引き続き委員長をお願いするこ

とを提案したいと思います。

○井上参事官 　ただいま野城委員から、石原委員に委員長に御就任していただいておりますがどうかの御提案がございましたけれども、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○井上参事官 　それでは、互選により石原委員を委員長に選出いただきましたので、石原委員は委員長席にお移りください。

　石原委員長より御就任の御挨拶をいただければと存じます。

○石原委員長 　石原でございます。ただいま皆様から御推挙をいただきまして、PFIの推進委員会委員長を拝命いたしました。一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

　御高承のとおりPFIの推進はアベノミクスの大きな柱の一つといたしまして、骨太方針等にも位置づけられております。昨年はアクションプランの策定あるいはPFI推進機構の設立など、大きな進展を見た次第でございます。今後は、このPFI推進委員会の調査審議を通じまして、好事例を1つでも多くつくる。それにより民間投資を喚起し、経済成長につなげていくことが重要であると考えます。

　本年でございますが、アクションプランの着実な実施に向けまして、的確なフォローアップに努めるとともに、昨年より議論いただいておりますガイドラインの検証、見直しにつきましても精力的に進めていく必要がございます。引き続き委員及び専門委員の皆様から御支援、御協力を頂戴したいと存じますし、また、この委員会の円滑な運営につきましても御協力をお願い申し上げます。

　以上をもちまして、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○井上参事官 　ありがとうございました。

　それでは、ここでプレスの方々は御退室をお願いいたします。

（報道陣退席）

○井上参事官 　以後の議事進行につきましては、石原委員長より進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○石原委員長 　それでは、議事を進行させていただきたいと存じます。

　まず、委員長代理の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第2条第3項の規定によりますと、委員長が委員長代理をあらかじめ指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

　委員長代理は引き続き宮本委員をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○宮本委員長代理 　よろしくお願いたします。

○石原委員長 　また総合部会及びワーキンググループに属する委員及び専門委員につきましては、今、お手元にお配りいたしました追加資料のとおりでございます。引き続き総合部会の部会長には宮本委員長代理、また、VFM・リスク分担ワーキンググループの座長には

本日御欠席でございますが、根本委員にお願いしたいと存じます。また、モニタリング・事業促進ワーキンググループの座長には柳川委員に、手続き簡易化ワーキンググループの座長には宮本委員長代理にお願いしたいと存じます。

それでは、本日の議事に入ります。「アクションプランの実施状況及び今後の取組について」、事務局から説明をお願いします。

○持永審議官 事務局を務めております審議官の持永と申します。それでは、資料1を御覧ください。前回の委員会でお話し申し上げましたけれども、昨年6月に決定したアクションプランについては、進捗状況を御報告していくということにさせていただいております。

今回資料1のとおり進捗状況について、資料を取りまとめましたので、各ページのポイントを拾う形になると思いますが、御説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、2ページ目(1)でございます。(1)についてはコンセッションの関係の部分でございます。左側に「具体的取組」と書いてあるのがアクションプランに書いてある事項、右側に書いてあるのがその事項に対応した政府の取組という構成になっております。

上から順次申し上げますと、コンセッションに係るガイドラインについては、昨年皆様方の御尽力をいただきまして、6月にガイドラインを既に公表しております。それから、2つ目にありますように、民間資金等活用事業推進機構につきましても、昨年10月に設立をさせていただきました。この機構につきましても半田専務にお越しいただいておりますので、後ほど活動状況等についてお話を承ることになっております。

3つ目の○になりますが、案件形成等々については内閣府、国交省等も含めて案件調査事業を通じての支援を行っております。

4つ目の○の窓口・調整合制ですけれども、来年度から内閣府のPFI推進室に窓口対応の定員が新たに措置されましたので、来年度からそういう専門の職員を置いて、地方公共団体等への支援とか窓口業務、調整業務を強化していきたいと思っております。

次に3ページ目でございますけれども、3ページ目は空港等でのコンセッションということで、ポイントのところを申し上げますれば、例えば上から3つ目のポツでございますけれども、下水道について、コンセッションを含めたPPP/PFIの導入指針ということで、今年度中にガイドラインが策定・公表されるという予定になっております。

関空、伊丹のコンセッションでございますが、来年度の税制改正でコンセッションフィーにかかる税の特例等が決定いたしましたので、これを受けてこれから早ければ来年度中ということで、コンセッションに向けて動いているということでございます。

一番下のポツでございますけれども、その他の国管理空港がございますが、一番先頭を走っておりますのが仙台空港でございますが、これも来年度ぐらいにはコンセッションの手続に入れるのではないかとということで、今、準備を進めているところでございます。

4ページ目でございますが、地方の有料道路でございますが、こちらについては法律上の措置が必要になりますので、今年度中に整理をして法律上の措置を講ずるということで

方針が出ております。

2つ目の○でございますけれども、その他の施設についてということで、例えば浄化槽についてはマニュアルを策定し、公表することとなっております。

手続的な面で3つ目の○、4つ目の○がございますが、指定管理者との関係、公務員出向の関係につきましては、今、ニーズ調査等々進めておりまして、それを踏まえて調整を行っていきたいと思っております。

次に5ページ目でございますが、こちらは(2)ということで、収益施設が併設しているなど利用料金等で費用を回収するPFI等ということでのアクションプランの実施状況でございます。5ページの左側の○については、案件形成の支援・促進ということでございますが、これは右側を見ていただきますとおわかりのように、昨年末から皆様方に御協力をいただきまして、ガイドラインの見直しということでスタートさせていただいております。今年も引き続き御検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

3つ目のポツになりますけれども、学校施設における収益施設の併設・活用についても、文科省のほうで課題の検討を進めるということになっております。

4つ目のポツになりますが、公営住宅につきましても建て替え等をするときに収益施設を併設する。それにかかわる補助制度も来年度から国交省で導入するということでの支援の拡充が予定されているところでございます。

6ページになりますが、2つ目の○でございますけれども、高速道路でのPPP的手法の導入ということで、こちらについては京橋の近くにあります約2キロぐらいの築地川区間でございますが、こちらで掘割の高速道路にふたをして、そこに空中権を設定し、周辺の開発に際してその空中権を売って、首都高の維持管理の費用の一助とするという目的での法律改正を今国会で行うということで、国交省で準備をしております。

7ページ目になりますが、今度は(3)ということで公的不動産活用等々、PPP事業を進めるというコンセプトでございます。民間提案のガイドラインについては、一番上の○になりますけれども、これも昨年皆様の御協力でガイドラインを発出したところでございます。

官民連携体制の構築という意味では、先ほど申し上げたような内閣府の体制強化、それから、機構との連携強化ということでやっていきたいと思っております。

3つ目の○でございますが、事業の掘り起し等々でございますけれども、国交省を中心に公的不動産を有効に活用したPPPの形成について支援を実施されております。

それから、公有地活用の具体的検討ということで、一番下の4つ目の○でございますけれども、こちらも国交省で公的不動産を活用する手法についての調査ということで、今年度なさっているところでございます。

8ページ目になりますが、道路占用の弾力化による道路維持管理への民間活用と書いてございますが、こちらも国交省になりますけれども、民間の方にオープンカフェ等で道路占用を減額し、そのかわりに道路の維持管理の一部を担っていただく、道路の清掃等でご

ございますけれども、そういう道路管理への民間活用の導入ということで、今、制度の整備がなされているところでございます。

9ページ目になりますが、こちらは国の補助金、交付金についての重点化ということでございます。国交省、厚労省、農水省、経産省と書いてございますけれども、例えば国交省に関しましては、下水道についてはPPP/PFIに係る新しい補助制度をつくるとか、公営住宅整備においてPPP/PFIをやろうとしたときの調査についても、交付金事業の対象とするなど制度を広げつつあります。厚労省においてもPFIについて優先的に補助金を配分する、経産省も同様に工業用水道事業について優先配分する、ということで検討をしていただいているところでございます。

10ページ目になりますがけれども、最初の○でPDCAサイクルということで実施状況等を委員会に御報告し、またそういう議論を通じて各省にフィードバックすることで、フォローアップないしは的確な実施につなげていきたいと思っております。

それから、指定管理者等いろいろな手法の整備ということでございますけれども、こちらは私どものほうでいろいろな参考資料をつくりまして、地方公共団体等への情報提供、セミナー等での活用ということで今進めているところでございます。

関係省庁による通知等々の一番下の○でございますが、こちらにつきましては、地方公共団体で公共施設が大分老朽化しております。そういうものの統合、老朽化対策、集約等々の当たっての指針をまだ案の段階であります。総務省で地方公共団体に提示されておまして、その中では施設の集約等に当たってPPP/PFIの積極的活用ということなどについても明記していただいているところでございます。

以上、アクションプランに書かれました個々の項目ごとに今まで取り組んでいる政府の状況について御報告させていただきました。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、今、持永室長から御説明がいろいろございましたけれども、実施状況、今後の取組ということで皆様から御質問あるいは御意見等ございましたらお受けしたいと思います。

宮本委員長代理、いかがですか。

○宮本委員長代理 7ページの一番下の公的不動産の中でも公有地の活用ということで、これが一つの目玉として挙げられているわけですがけれども、国交省のほうで調査がなされているという御説明ではありましたがけれども、この委員会の中でも何回かこの議論が出てきたと思います。特に英国での事例としてLABVという形での事業体、事業方式もございまして、いろいろな形でのプロパティ・リジェネレーション・パートナーシップなどいろいろな形がなされていると思います。

国交省の調査でもそういうこともなされるのだと思いますけれども、そこら辺を御確認いただきながら、英国の事例だけではないと思うのですけれども、そういうことを活用して、我が国の制度にも反映していただければ非常にありがたいなと考えております。

○井上参事官 国交省で調査費が確保されたので、当然連携して、先生が今おっしゃった英国の進んだ手法も念頭に置きながら連携してやっていきたいと思っております。

○石原委員長 ほかに御質問等ございますでしょうか。C委員、どうぞ。

○C委員 9ページ目なのですけれども、PFIを普及促進するに当たって、スタートアップの段階で何らかのインセンティブとしていろいろな交付金であるとか補助金の重点化というのはよろしいと思うのですが、そもそものPFIの財政的な狙いの一つは公的支出の節約ということにあるわけですから、これで補助金等の金額がふえたら本末転倒ということになります。あくまでもこういう補助金等はスタートアップのものであり、長く普及定着すれば当然やめるべきものであって、そうすることを通じて財政的な支出を抑えていくという順番を踏まえないと、慢性的な支出の拡大につながりますので、そこは御留意いただければと思います。

○井上参事官 おっしゃるとおりだと思います。実は地方公共団体がいろいろな行革努力の一環としてPFIを進めるに当たって、進めれば進めるほどもらえる補助金が少なくなってしまうということが、かえってディスインセンティブになってしまっているのではないかと議論を踏まえた意味での検討項目になっております。これをずっとPFIの枠みたいになって固定化して、かえって支出が増加することは確かにおっしゃるとおり本末転倒でございますので、状況に応じて見直しを行うであるとか、そうした柔軟な本来目的に則った措置として考えていきたいと思っております。

○石原委員長 あくまでも重点化であって、重点化というのは重点化・効率化という意味合いであるという御示唆ですね。

ほかにございますでしょうか。L専門委員、どうぞ。

○L専門委員 10ページの具体的取組にPDCAサイクルの確立に向けたというところがあって、まずこのPFI推進委員会の中で今年度については具体的取組のフォローアップを行うということで、各府省で様々精力的に取り組んでいただいているということで、非常に頼もしいなと思います。一方でPDCAということは、例えばさらに進捗状況を確認を実際した上で、来年度以降さらにこの推進をよりスピードアップするために今度どういう取組をさらに伸ばすべきなのか、追加すべきなのかとか、当然そういう話も出てくるかなと思うのですけれども、来年度以降のこの具体的取組、今、御説明いただいた左側のところをどういうふうに、どの場で議論して決定していくのかということについて、今もし決まっていることがあれば教えていただけたらと思います。

○井上参事官 PDCAサイクルですので、当然年度毎といったいろいろな時期的な区切りがあるかと思えます。来年度何をやっていくか、再来年度に向けてどういう改善策があるかということ各省でも検討していただいて、その案が固まった段階でまたPFI推進委員会のほうに御報告することもあると思えます。今、ワーキンググループで議論を始めさせていただいておりますけれども、ガイドラインの見直しも含めて改善策をPFI推進委員会の皆様方のお知恵をかりながら探していきたいと思っております。



そのPFI推進委員会の開催時期については、フォローアップにおいて各省の改善策が出そろった段階でまたお諮りしたいと考えています。しかるべきときに相談させていただければと思います。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。どうぞ、Q専門委員。

○Q専門委員 私、PFIに関しましてPFI法が成立次第、ずっと注目して見てまいったわけでございます。我々としても積極的に取り組んでいく事業分野とずっと考えてまいりました。ただ、思いどおりにはこれまでは来ていないというのが本音、実感のところでございます。そういった中で実はこういうアクションプランの中身とかを拝見しておりますと、我々からしますとよいよ動くなという息吹を感じられるのです。かなり前進しているなというのは実は感じているところでございます。アクションプランが制定したことによって、目指す類型ごとの具体的な事例が見え始めておりますし、我々もモデルとなるような案件を今、実際に追いかけて始めているところでございます。

一つだけ申し上げますと、今後こういったPDCAの話も先ほど出ましたけれども、実際にやるという段階になりますと、これは金融機関サイドもそうなのですけれども、実務をきちんとできる実務担当者というものをしっかりと育成していくというのが一つ大事なポイントになります。

例えば、金融機関でいきますと融資担当といいましてもこれまでのコーポレートのファイナンスとは全然違った形態、またこれまでやっておりましたPFIとまた違ったコンセッション方式等をどういうファイナンスをやっていくのか。これはコンセプトではなくて実際に動き出すとなりますと、担当者がしっかりとした事務まで含めて見るという形になりますので、そういった実務担当者の育成が欠かせないと考えている次第でございます。

その点に関しましては、各メガバンクも当然担当者を置いておりますし、それから実際に御一緒させていただくような地域金融機関の皆様から御出向者を受け入れて育成したりという動きをさせていただいておりますが、これはまた、我々金融機関だけではなく携わる各関係者の皆様のところ、そういった実務担当者の育成というところにも目を向けていただければと思う次第でございます。

○石原委員長 重要なポイントだと思いますが、何かございますか。

○井上参事官 おっしゃるとおりだと思います。

官民が連携してそれぞれの人材を育成することも大事でありますし、特に地域における人材を育成するのも大事ではないかと思っております。そういった意味から事業促進のワーキンググループを今度設置させていただきましたけれども、その場においてもそうした地域の人材育成などの施策についても御議論いただければと思います。

また、今日は半田専務も見えていますけれども、官民連携インフラファンドの組織もできましたので、そういった組織と連携しながら、内閣府でも官民連携体制を強化しようと思っておりますので、そういった意味であらゆる場面を通じて人材育成に努めてまいりたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○石原委員長 そういった観点で地方公共団体あるいは、今、地方銀行のお話がありましたけれども、そちらでの人材育成は非常に大きなポイントになると思います。どうぞ、0 専門委員。

○0専門委員 神戸市のほうで昨年の4月に民間事業者からの提案・相談をワンストップで受け付ける公民連携推進室という窓口を設けまして、そこでノウハウの蓄積を図っていくということも一つ目的にしております。今までPFIを推進する場合に、各事業部局のほうで担当者がそれぞれ進めておりましたので、どうしてもノウハウが蓄積されないといったことがございまして、一から学んでいかなければならないということで、どうしても導入に二の足を踏むという実態がございましたので、こういう室をつくっております。

○石原委員長 P専門委員、いかがでございますか。

○P専門委員 神奈川県の場合、PFIの担当者は財産経営課におります。ただ、1名だけでございますので、この職員が3年なり4年で異動してしまいますと、今、おっしゃったようになかなかノウハウが蓄積されていないということがございます。ですから今、私どものほうではそちらのほうを財産企画グループの中で詳しい職員を中心にノウハウを蓄積するようというところでやっております。

それからもう一つは、それぞれの事業部局で当然事業を進めるに当たってPFIの担当者がおりますので、そういう事業部局の中でもそういったノウハウ、実績を蓄積するように研修等をお願いしている状況でございます。

○石原委員長 本日はPFI推進機構から半田専務にお見えいただいております。実際に各都市を回られていろいろPR活動、あるいはPFI推進機構の御説明等をされていると思うのですが、そうした感触からはどんな感じでございますか。

○半田専務取締役 PFI推進機構の半田でございます。大変お世話になっております。

詳しい活動状況は後ほど御説明をいたしますけれども、人材の点で申し上げますと、機構のほうにも実は地方銀行の方も御出向いただいております。そういう中で、具体的な案件にかかわって、そこにおけるいろいろな収支採算の考え方、契約の考え方、資産の保全、資金の管理を実際に経験をしなくて皮膚感覚としての仕事を覚えていくことが難しいものですから、そういった機会を機構としてもできるだけ用意いたしまして、多くの方が理屈に加えて皮膚感覚として能力を身につけていけるように努力をしていきたいと考えております。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。

○宮本委員長代理 レンダーのほうはもちろん、そういういろいろな形で実務的に積んでいかれるのだと思いますが、英国なんかで問題になったのは管理者、発注する方の調達能力がちょっと未熟だったという議論がありました。一種の交渉事ではありますから、そこでうまく対応してもらって、調達能力をちゃんとつけていただくことは重要だと指摘もされております。

ですから、個々の地方公共団体でいろいろな形の試みがなされているのだと思いますけ

れども、少し全体として体系立ててそういう育成システムみたいなものがもう少しできて  
もいいのかなどということで、前からこの委員会でも昔の英国の4Psだとかパートナーシップ  
UKだとかという形のことが出てきたと思いますけれども、またお考えいただいてもいいの  
かなと思います。

○石原委員長 現在3つのワーキンググループでいろいろ御検討いただいているわけでご  
ざいますけれども、手続の簡易化というのもその中にございます。また事業促進という観  
点から、一刻も早く成果物が出て、それができればさらにプラスになろうかと思えます。  
作業の推進については改めてお願いしたいと存じます。

私から資料1を拝見いたしまして、全体像がどうなって、今、全体がどこまで進捗して  
いるのかあるいはいつごろまでにやろうとしているのか等、一覧性のある工程を見ると  
これに足らざるところあるいは重複しているというのもより深みができるのではないかと  
いう感じもしております。いずれそれぞれのワーキンググループ等でそれらについて議  
論されるかと思えますけれども、ぜひそういった観点からも理解のしやすさもそれぞれの  
地域においてプロジェクトが進むにつれていずれ必要になってくると思えますので、お願  
いしたいと思います。

まだ、いろいろあろうかと存じますが、本日はたくさんの議事もございますので、次に  
そろそろ移っていききたいと思います。

いずれにいたしましても、皆様ワーキンググループの作業、さらに一層推進をお願い申  
し上げますとともに、政府におかれましても、アクションプランの推進に向けて、引き続  
き特に各省庁いろいろな形で絡んでいるというのは先ほどわかりましたので、それぞれが  
横断的にうまく統一のとれた形でプロジェクトが進むようお願いしたいと存じます。

それでは、引き続きまして、今、御紹介いただきました3つのワーキンググループの検  
討状況につきまして、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○山田企画官 企画官の山田と申します。よろしくお願いたします。

3つのワーキンググループのうち、既に議論を始めておりますものが2つございまして、  
本日はその2つのワーキンググループの議論の状況について御説明申し上げたく存じます。

まず、VFM・リスク分担ワーキングについて御説明申し上げます。資料は資料2-1、資  
料2-2を準備させていただいております。

VFM・リスク分担ワーキンググループ、根本座長のもと第1回を昨年12月19日に開催を  
してございます。資料としましては、まず資料2-2をごらんいただきたいのですが、実  
は先日の第32回推進委員会で主な論点、たたき台というペーパーをお示ししているわけな  
のですが、その中からVFMあるいはリスク分担についての論点を切り出して、このワーキン  
ググループ第1回で改めてお示ししているところでございます。

この内容につきまして一言で申し上げますと、今後アクションプランを推進していく上  
で鍵となりますサービス購入型、従来型の事業以外の新しい種類の事業につきまして、VFM  
あるいはリスク分担について考慮しておくべきことは何なのかといったことを論点の中心

にしていく必要があるのではないかとということで、たたき台としてお示ししているものでございます。

お示したものに対しまして、当日の御意見を紹介いたしますと資料2-1をごらんいただきたいわけですが、当日自由な意見交換をするということで意見を頂戴したわけですが、例えばVFM・リスク分担双方に関する御意見といたしましては、今後のPFI推進の鍵となる主体としまして、まだPFI事業を手がけたことのない比較的小規模な地方公共団体の意見を聞いてみたらどうであろうかという意見を入れていただいたり、あるいはVFMに関する意見といたしましては、VFMの絶対値ではなくVFMの「ばらつき」に着目としたらどうであろうかとか、あるいはVFMという数字の使い方についてもさまざまな場面での活用方法があるのではないかと御意見がありました。

あるいは、リスク分担に関しましては収益施設を併設した場合にその本体事業と付帯事業の間のリスクをどこまで乗り入れさせるのかあるいは遮断させるのかといったことについての御意見を頂戴したところでございます。

VFM・リスク分担ワーキングにつきましては以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き手続簡易化ワーキンググループについて説明をお願いします。

○國松企画官 企画官の國松でございます。

資料2-3と2-4でございます。資料2-4は昨年12月25日の第1回簡易化ワーキンググループのときに示させていただいた資料でございます。2-3をご覧ください。宮本座長のもと12月25日に開催しておりまして、資料2-4の資料で論点として示したものに対しまして、委員の方々から御意見をいただきまして、今後の検討の方向性を2番のところでまとめております。手続簡易化については、震災復興ワーキンググループの検討結果を基本として、手続期間短縮を中心とした具体的対応策を示す、庁舎等を中心とする施設整備の比重の高い事業を念頭に検討する、ということでございます。

地方公共団体に対するヒアリングも並行してやっております、PFIを使われない理由としまして時間がかかるというのが非常に多く挙げられておりまして、ヒアリングその他の過去の資料からですけれども、そういう時間がかかるということは民間の提案を取り入れるために必要なことでもあるのですけれども、いろいろな事業がある中で一律に時間をかけるのではなく、民間の提案の余地の少ないものについては短縮するという方策を示すということでございます。

それから、9割の地方公共団体がPFIをやったことがないという状況ですので、未実施である地方公共団体への普及を念頭に検討する。まずはPFIをやってみて、さらにレベルの高いPFI事業を広めていくというところでございます。

これら具体策の検討に当たりましては、地方公共団体の意見を聴取して、実際の適用事例等の公表も視野に入れて、実用性・汎用性を担保しながら検討を進めます。また、対応策についてはガイドラインの改正やマニュアル作成による公表、周知を検討するというこ

とで、実際に使ってもらえるようなわかりやすいものをつくって周知を図っていくという方向ということでございます。

以上でございます。

○石原委員長 既に開かれた2つのワーキンググループについての御報告がございましたけれども、それぞれのワーキンググループに御参加されておられる方々から補足等がございましたらお願いしたいと思いますが、VFMとリスク分担ワーキンググループに御参加されました皆様から補足等ございますでしょうか。宮本委員、どうぞ。

○宮本委員長代理 この位置づけは今、御説明があったように独立採算に近いような話のことをかなり意識しての議論ではあるのですが、その中で余裕があればですが、従来型のサービス購入型に対しても見直すことは必要だろうということだとは思いません。

それから、いわゆる完全な独立採算というのでは本来の公共事業の位置づけではないと思いますので、何らかの形の公的補助があるという前提に立てば、バリューフォーマネーという形で、公的補助、公的な支出がどれだけ削減できるのかという視点で議論していくことは重要ではないかということは申し上げました。

○石原委員長 その結果としての御意見等についての感想はございますか。

○宮本委員長代理 これからまた議論していくということで理解しております。もう一つの手続き簡易化のほうでございしますが、私が座長ということで開催させていただきました。もっといろいろな形の議論はさせていただきましたけれども、要点は1枚でまとめていただいたということでございます。

これの前提はここにも書いてありますけれども、震災復興ワーキングの中で庁舎みたいなものに対してできるだけ早く時間短縮でできないかということで案をつくった経緯がございします。それを一般の事業に対しても使えればということでございします。一般といいますが、対象は庁舎等の施設整備の比重が大きく、しかもBT0であるという形の限定されたものだという形で今のところは考えております。

その理由は、この中でも触れていますが標準契約書1というのがございします。標準契約書1はそのような事業を対象につくったということでございします。やはりそういうテンプレートがなければ、なかなか事業もうまく進みませんので、その標準契約書1をもっと活用して、手続きの簡易化に進められればということで、検討を続けていこうということでやっております。

ですから、今回は余りほかの広範な事業分野まではカバーすることは考えず、あくまでも施設整備型のBT0で考えていくということでございします。

○石原委員長 ワーキンググループに参加されないで、本日初めておいでいただいた方が多いかと存じますけれども、これをご覧いただいた感想等もしございましたらいかがでございしましょうか。

○G委員 今回の宮本委員長代理のお話にありました手続きの簡易化については全くそのとお

りだと思えます。今、災害対応のことをおっしゃいましたが、中長期的には出てくると思いますが、やはり災害を見ますと少し今おっしゃった原則にあるような事例を弾込めしておく必要もあるのではないかと思います。

例えば、先ほどの資料で公営住宅云々ということもございましたけれども、これはかなり地域特殊性によりますけれども、地域によっては災害があった際に、いわゆる応急仮設住宅をつくるといったことをするよりも、その地域に合う賃貸住宅を借り上げてしまったほうが早いし、財政支出も少ない。また、御入居になる方もそのほうが非常に居住性が高いというニーズが存在しておりますので、一つの事例としては庁舎のみならず、応急仮設住宅等についても具体的なスタディーの事例として挙げていただくといいのではないかと思います。

例えば東北でそのようなやり方があればもっといろいろなことができたということも踏まえてのことでございます。

○石原委員長 地方公共団体の立場から何かございますか。

P専門委員、どうぞ。

○P専門委員 この手続の簡易化の問題については、県の中でも施設の整備を議論するとき、県直営でやると時間がかかるということで民間にお願いしたいということで、PFIを選択したところ、意外とこの手続のところで時間がかかる。これではPFIでやる意味はないのではないかという議論がやはりあります。この問題は非常に重要な論点だと考えていますので、今後、ワーキンググループの中でいろいろ議論をさせていただきたいと考えています。

○石原委員長 O専門委員、どうぞ。

○O専門委員 神戸市でもどうしてもPFIで実施するとなると1年余分にかかるというざっくりとした認識を持っております。実施については検討するのですけれども、その後で手法について改めて検討すると、やはり1年余分にかかるということから、PFIを選択しないという方向に流れてしまっているところがあるので、今後、実施を検討する際にあわせて手法についても検討するよということ、各事業部局のほうには周知していきたいと考えております。

○石原委員長 PFIだと1年余分にかかるというお話ですが、宮本委員長代理、どうぞ。

○宮本委員長代理 今、御提案いただきました件はまさしく議論しているところでございまして、最初から手法込みで事業化のことを考えていこうということでございます。

それから、さっきのG委員のコメントですけれども、今は震災というよりは一般的な事業として考えております。震災のときになぜ庁舎等を考えたかといいますと、国費が出なかったということで、それに対して緊急にPFIで対応する意味もあるだろうということで準備した経緯があります。後で事情が変わりましたので、結局それ自体としては使えてはおりませんが、そこで検討した成果は使えるだろうということで、こちらのワーキンググループで活用しようという形で考えております。

○石原委員長 Q専門委員、現実にいろいろやっておられた御経験等から何かございますか。

○Q専門委員 いろいろな都市とか市町村に行きますと、まずコンセプトからよくつかめていないというところから入って、さらに手続となると、面倒くさいというところから入ります。よく聞かれるのは先ほどと同じ意見がまた上がってしまいますけれども、担当者もいないし、彼に勉強させて、一人はアサインして勉強させる。まずそこから始めて、さらに実際の導入となると、本当に先ほど1年というお話がありましたけれども、まずは準備段階でそこまでかかってしまうというのは1つの大きな課題だと思うのです。その意味でいきますと、まさにVFMでもそうですけれども、まず広くあまねく地方公共団体の皆様に御理解いただいて、さらに初めて見られる方でも、なるほど、こういう動きでこういう形で進めばきれいに実現できるのだなというのを見ていただいて、書類とかそういうものに関しても簡素化していくという手続、簡易化というのは絶対に必要な部分、分野だと思っておりますし、金融機関としても同じような意見でございます。

○石原委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 私はこのVFMのワーキンググループに出ていたのですが、座長を含めてVFM自体が何かPFI普及の障害になっては困るということなので、でも、手続の簡易化のほうに出ていると思うのですけれども、かなり簡易化していくという方向は必要なのではないかという議論はあったと思います。

特にPSCといいますか、従来型の公共事業でやったら幾らかかるのかというのは、ある程度ひな形というか、大体このタイプであればこのぐらいだというのがあらかじめわかっているならば、それについて一々計算しないで済みますので、やはりPSCの計算も含めまして、そういうガイドラインみたいなのがきちんとあればいいのではないかとといった話も出ていたような気がします。

あと私自身は政策評価にかかわっている人間からのコメントも出させていただいたので、事前にも、事前にVFMを計算するのはもちろん、よろしいのですけれども、結果としてどうだったのかということもある程度検証してみないと、特に我々はこのPFIをこれから試行錯誤で進めていくものなので、失敗事例も大事なサンプルであって、やはりいいことばかりでは多分ないと思いますので、仮に思ったよりも高いVFMが実現しなかったとしたらどういう意味なのかという分析をするためにも、事後的な検証もなければいけないかなと思いました。

○石原委員長 ありがとうございます。

N専門委員、どうぞ。

○N専門委員 私も手続簡易化のほうに出ていたのですけれども、今、まさにユーザーである地方公共団体の方からPFI事業は通常事業より1年長い、という貴重な御意見をいただきました。思い切って1年以上短縮するにはどうしたらいいか、逆にそこから始めて要らないところを削ぎ落としていって、本当に要るところだけを残す。ユーザーの方の御意見は非常に大事だと思います。ユーザー感覚で選んでいただかないと使っていただけないということになると思いますので、思い切って短縮化をしていけたらいいなと思います。

○石原委員長 ほかに皆様からございませんか。どうぞ、R専門委員。

○R専門委員 恐らく今後の議論の対象にもなっていくのだと思うのですが、特にこちらのリスク分担のところ、官と民とのリスク分担をどう図っていくかですとか公共事業と収益事業との分離をどう図るかといったところの観点の一つに、民間側がとるべきリスクの中でも、例えばPFIでいうとビルドとオペレーションの部分とまさに保有の部分が、あるのですが、そういったそれぞれの場面場面に応じて背負うべき投資の資金の性格、それによってとれる範囲のリスクあるいはとるべきリスクが変わってくると思います。そういった資金の性格はおそらく主体の性格によって変わってくるものですが、民間のとるべきリスクにも種類がいろいろあるのだということも観点として入れていただければありがたいなと思います。

○石原委員長 H委員、どうぞ。

○H委員 やはり手続をできるだけ早く進めるようにするというのは非常に重要で、そのための一つのポイントはやはり宮本委員長代理がおっしゃったことだと思いますけれども、ひな形をつくるということだと思います。これはまだやったことがないような話に関していろいろ考えていかなければいけないので、ひな形をつくるのはそんなに容易でないことはよくわかっているのですが、ある程度のひな形ができてくると当事者の人たちは予想がしやすいし、多少そこが複雑でも、ひな形ができていけば何とか見通しがつくのでいけるのかなという話はできるのですが、何もないと交渉のしようもないというところがあるので、ひな形が重要だろうと思います。

その点に関していえば、先ほどもお話がありましたけれども、リスク分担のほうもそう、ある程度リスクの分担を今のような公と民間とどう切り分けていくのか、一個一個考えていかなければいけないのですが、それは地方公共団体にしても民間にしても、一個一個交渉でやろうという話になるととんでもなく話が不透明になってしまうので、そのあたりに関してもある程度のひな形、ガイドライン的なもの、そういう一つの基準になるものをできるだけ具体的にどこまでつくっていけるかというところが両方のワーキンググループにとってのポイントかなと思います。

○石原委員長 G委員、どうぞ。

○G委員 H委員とほぼ同じ趣旨のことを別の角度から申し上げますけれども、私どもの大学でも幾つかPFIにしようと思ってギブアップしたものがございます。今、神戸市や神奈川県専門委員からお話がありましたように、やはりいろいろ検討すると1年かかるというドグマに負けたという経緯がございます。

それは今テンプレートあるいはひな形とおっしゃった点がございましたけれども、このPFI推進委員会が出しているさまざまなガイドラインが予想していない副作用で、それを守らないと立場が悪くなるというメンタリティーを公的機関の職員の人は持っていらっしゃる。逆にいうとガイドラインに合っているとある意味では問題ないというメンタリティーがどうしても外れないところがある。これはやはり外国でこういったことをやっているよ



うに、プロセスに対する杓子定規のものよりもアウトカムをとるのだという、長期的にはマインドを変えなければだめなのです。そのマインドを変えてもらうためには、その先行事例にあるようなテンプレートを使わないと変わらないということは事実だと思います。

もう一つは、リスク分担については、リスクアロケーションの議論に入る前にそもそもこれからこういったPFI事業が定型性がなくなって、先行事例がない事業がふえていけばいくほど、そもそもどういうリスクがあるかということがわからずに、暗中模索あるいはイマジネーションを一生懸命働かさなければならないということがございます。そういう意味では、それぞれ守秘義務等々あるでしょうけれども、先行した事業の中でどういうリスクが認識されていたかといったようなことがもしある程度集約的な情報が聞ければ、全くゼロからどういうリスクがありますという話よりは類似点のあるような事業から引っ張り出していけば、リスクをリストアップしていくところの議論はある程度ショートカットできるのではないかと思います。

以上です。

○石原委員長 類似例というのは豊富にあるのですか。

○宮本委員長代理 リスクの話は毎年やっているかと思うのですが、5年ぐらい前にどういうリスクが起こったかという調査を推進室で実施されました。基本は今おっしゃったとおり過去のリスクの轍を踏まないことが一番リスクマネジメントの基本だということで、リスクのデータベースみたいなものをつくっていきましょうということは、いろいろなワーキングで議論されてきたのだと思います。

その中で、それについても改めて調査していただくという意義はあるのかなと思いますし、一つの代替案として、この前の議論の中でも私も申しあげましたけれども、過去の事例ももちろん見ながらそれこそワークショップを通してリスクを明確に認識すること、アイデンティファイすることがまず重要だと思います。それがなかったらマネジメントできませんので。

もう一つ、新しい運営権の事業だとか何かは前例がないという形になれば、競争的な対話の中でいろいろな形で処理していくこともこれから重要だと考えております。

○石原委員長 N専門委員、どうぞ。

○N専門委員 今のリスク分担のところで、今、空港のコンセッションの話が始まっています。仙台の基本スキーム案が出ているのですが、前回のリスク分担のワーキンググループでもちょっとお話したのですが、今出ている仙台の案では、不可抗力で中途終了した場合に一括払いした運営権対価が戻ってこないという仕分けをされているように読めるのです。

これは民間事業者としては非常に取り組みにくい仕組みではないかと思っていて、12月に意見を述べる機会があったので、私もその意見を出しました。これは財務省との議論にはなと思うのですが、例えば30年というコンセッション期間で、あいにく5年目に大きな不可抗力が起こって、どうしてもコンセッションは民間事業者としてはやめざるを

得なくなった。そうすると30年分のコンセッション対価を一括で前払いしていた場合、残り25年残っているわけですが、それは運営できなくなったので、その分は返してもらおうというのが筋ではないかなというのが民間側からは思うのです。どうもそういうたてつけにも仙台空港の場合はなっていないように読めましたので、こういう基本にかかわるところはこの委員会でも議論して、個別の案件についてこうしろということは言えませんけれども、全体的なリスク分担としてはこういうのが望ましいのではないかという形で意見が集約できたらいいなと思います。

○石原委員長 今のお話と絡むかもしれませんが、VFMの絶対値であるばらつきにも着目する必要があるのということで、より多くを求めるのか、外部効果、社会的便益もあるのではないかということも書いてありますけれども、果たすべき役割、使い道につきまして何か御意見等ございますか。

○宮本委員長代理 今の私の意見を反映していただいているのだと思うのですが、従来、バリューフォーマネーは従来型の公共事業方式でやった場合とPFIでやった場合でどれだけ安くなったのかというのを絶対値だとか割合であらわすという形になっています。しかし、それこそリスクが起るか起らないかわからない部分ですから、その値自体が確定値にはなりませんから、その中でいろいろなリスクがどれぐらいで起るのか、起らないのかという形で、バリューフォーマネー自体もある意味ではばらつく、分布を持ってくる。その分布が大きかったらちょっと大変なことになってしまうのです。とてつもない支出になってしまったら困るわけですが、逆にそのばらつきが小さければ小さいほどある意味では支出額が確定するという意味では安全なほうになってくる。ですから、絶対値とばらつき両方を見てバリューフォーマネーを議論するというほうが必要ではないでしょうかというのが私のコメントでございます。

規模が小さい事業の場合はそこでも余り大きくないのかもわかりませんが、それだけのばらつきを持っていないのかもわかりませんが、運営権とかインフラ事業という形になれば、事業規模も大きくなってまいりますし、いろいろな不確定事情も出てくると思います。そういうところも考えていくほうが必要ではないかというのがその趣旨でございます。

もう一つの、それこそ従来の建物事業みたいなものならば、余り利用者以外の外部効果はそれほど多くはないのですが、インフラ等になりますと、それ以外の人にもたらされる外部効果のほうが、ある意味では大きくなってまいります。ですから、そのところも含めて何がバリューフォーマネーかということにも返ってくると思います。それこそいろいろなステークホルダーがどういうふうにその事業の中でプロフィットシェア、事業がもたらすいいことをうまく分担していくのかということも見ていく必要があるだろうということで申し上げたことでございます。

これらのことは両方ともかなり規模の大きな事業対象としてはやらなければだめだということ。技術的なことも地方公共団体が直接やるのはなかなか難しいかわかりませんが、アドバイザーをうまく使っていただければ、そういうこともできるかわかりません。

いろいろなことができるコンサルタントやシンクタンクも多くあると思いますので、それほど無理を申し上げたつもりではありません。

○石原委員長 C委員、いかがでしょうか。

○C委員 今のばらつきの話と便益の話ですけれども、まさにVFMは確定値、平均値を出すのはなかなか難しいので、感応度テストといいますかいろいろな前提条件、パラメータのもとに金利も含めて計算するものです。そこの幾つかのパラメータをちょっとずつ変えながら、どういう分布をするのかということで、普通我々計算式でいうと正規分布ならまだしもなのですが、シクテールとかで実はとんでもないコストがかかっているとかという可能性があるとするとちょっと危ないかなという配慮は要ると思うのです。

ですから、ばらつきに着目するというのは、これからやっていくべきことだし、技術的にも可能だと思います。

あと便益のほうは、空港一つとってみても、従来型でやったとしても生まれる便益もあるわけなので、今回VFMはあくまでもPFIにやっただと同じ事業をPFIでやっただとしたらどうかという話なので、もちろんPFIとしてやったことによって生じるコストの削減はVFMですけれども、それから思いがけず公共事業をPFIとしてやることによって生まれる便益もあるかもしれないので、それは何らかの官民が連携することによるシナジー効果もあるかもしれないので、そこはちょっと分けて、PFIだからこそ生まれるところに着目することは大事かと思います。

○石原委員長 J専門委員、いかがですか。

○J専門委員 今後、空港等のコンセッションが予定されていますが、VFMも類型によって考え方が異なってくると思います。民間企業からの視点で言わせていただくと、官民のリスク分担で、例えば需要変動リスクを事業者側がすべて負うような片務的な事業に対しては取り組んでいけない状況が発生致します。リスクゼロを求めるという事ではなく、適正なリスクとそれに見合った利益確保が大前提であるからです。民間事業者にとってもPFI事業は非常に手間と時間の掛かる事業だという認識があります。従来 of 公共工事発注と異なりリスクが伴う事業であるが故に、何回かの稟議を経るなど多大なるマンパワーを要します。私はPFI業務の実務経験は少なく、管理する立場にりましたが、そんなに労力を費やして最終的に利益は確保できるのか、といつも疑問を感じておりました。また、従来型のサービス購入型PFIでは、事業費を圧縮しないと選定されないという競争環境の下で事業者選定が行われることが多く、利益確保の観点でPFI事業が民間企業にとって魅力ある事業だという認識は低かったように感じています。ただし、今後導入が期待されている新たな類型の事業には、コンセッションのように民間企業の努力でアップサイドの収益を期待できるような事業もあるので、是非民間のノウハウが生かされるような仕組みの整備を御願いたいし、その為には様々な立場でステークホルダーになり得る民間企業の意見や要望を聞き入れて戴き、魅力あるPFI事業が多く実現化することを切に願いたいと思います。

○石原委員長 それではK専門委員、いかがでございますか。

○K専門委員 PFI等公共事業でやるのかということはどう決めるのかというのが一言で言えばそのルール化、手順化、人材育成だとかいろいろな組織をつくっていくということになるのだらうと思うのですが、ただ、最終的には個々の案件、事業によってどう判断するのだということに尽きるのかなと思っています。

ですから、リスク判断にしてもステークホルダーをどのようにするのかとか、VFMとかそういういったものも、どういう計算をするのかというものは個々の事業で検討していかざるを得ないと思うのですけれども、ただ、こういったPFIやPPPの事業で海外でやっても必ずしも成功してなくて、海外の事例で失敗したところに実際、訪問したことがあるのですけれども、失敗している事業もあるときには、大きな要因としてはリスク、需要予測とかそういったものが民間事業者にとってきちんと判断できる、またそのあたりの議論ができる体制になっていたのかという意見を言われておりましたので、できるだけそういった情報だとかいろいろなものをオープンにできて、それをうまくコーディネートできる組織、人材を育成していく。そのためのいろいろな諸制度をどう考えていくのか。ちょっとこのあたりがまだ具体的な案件で私も検討したり、考えたことがない部分がありますので、ぜひその辺を議論させていただければ。また、そういったものがどんどん出てくるという状況になっていけばいいなと思っています。

○石原委員長 ありがとうございます。

L専門委員、よろしゅうございますか。

○L専門委員 ワーキンググループでちょっと感じたのがいい意味で二極化した議論をしていきたいなと思いました。PFIは日本で始めて15年目ぐらいになっています。そうはいつでも箱物PFIと言われることもありましたが、庁舎等を整備して維持管理をやっていく事業というのは、非常に蓄積が官民双方にあって、ひな形も多分その気になれば、容易につくれるし、例えばVFMについても一個一個わざわざPSCとLCCを計算してやるまでもなく、大体このぐらい出るでしょうという相場感が官民双方にそれなりにあるのかなと思います。こういったものとはとにかくスピード重視、定型化、簡易化をどんどんやり、今までやったことのない地方公共団体にも広げていくという方向を追求していくといいのかなと思います。

一方でコンセッションですとかかなり民間の提案を取り入れた付帯事業を取り入れていくものについては、正直リスク分担にしろVFMにしろ手続にしろやや手探りなところがありますので、それはそれで例えばこういったところでパイロットプロジェクトをやるのがいいのかとか、そのときの体制や波及をどうしていったらいいのか。まさしくVFM、リスク分担、それこそ本当にリスクワークショップ等をやって、しっかり議論をして、リスク分担に反映させていくようなことが非常に重要であると感じております。この2つのタイプを明確に切り分けて議論していくといいのかなと、ワーキンググループ両方に参加して非常に感じたところでございまして、今後ぜひそのようなことをちょっと意識して議論を進められたらいいかなと思っています。

ちょっと補足しまして、そういうことを仮に前提とさせていただいたときに、従来のものがどんどん素早くスピードアップしてやるための体制をつくればいいのかとずっと私は思っていたのですけれども、先日ある地方公共団体にちょっと相談を受けまして、これから可能性調査をやりたいので仕様書をつくりました、ちょっと意見をくださいと。いただいてみて少し驚く内容だったのです。非常にVFMの算出のところにもものすごく教科書的なことがいろいろ書いてあって、やや現場のプラティカルな内容とちょっと乖離している。

どうしてこうなったのかなと思って担当者の方にお聞きしたら、VFMのガイドラインに書いてあるようにつくったのですと言われまして、改めてそうなのかなと思って見ると、確かにそうなのです。

つまり、実はもう既にいろいろやっている分野については、私は現場でやっけていてもうわかっているもので、ガイドラインを参照しておりません。

そうすると実は改めて見ると、大分ちょっと古くなってしまっているということで、これはこのときにつくったものは非常に最先端で役に立ったところはあるのですけれども、これからもっとスピードアップするための思い切ったバージョンアップをする必要があるなということをそのお話を聞いて痛感したところでして、その地方公共団体も実はPFIをまだ1件もやっていないということで、非常に手探り感の中で、そういった話が出てきたので、ガイドラインの改訂も非常に急がなければいけないということを痛感したので、あえて御披露させていただきました。

○石原委員長 ありがとうございます。

事務局からほかに説明は何かございますか。

○山田企画官 いずれにしろ、それぞれのワーキンググループで口火を切るという形で第1回を開催したところとございまして、今後事務局におきまして論点整理を行った上で、今後それぞれの回ごとにどんな種類の事業のどの部分についての議論なのかというのを明らかにした上で、掘り下げた議論をお願いしたいと今考えているところでございます。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

ということで、今日いろいろ意見が出てまいりました。手続ですとかVFMそれぞれ問題もあるようでございますが、ある意味では未踏の分野にプロトタイプをつくってそれをどんどん実例を出していくというのは、何よりも大事かと思えます。そういった点も含めまして、ぜひワーキンググループでの精力的な御議論をお願いいたしまして、できるだけ早く、アウトカムまでいかなくてもプロダクツが出るように、またひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

総合部会の部会長である宮本委員長代理が最後のまとめを、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして事務局のほうから、PFI事業の実施状況に関する国会報告ということです。これについて御説明をよろしくお願ひいたします。

○持永審議官 それでは、資料3をごらんください。

資料3の一番下の参考というところを見ていただきたいのですが、昨年にPFI推進機構をつくるためのPFI法の改正を行ったわけですけれども、その際に国会で附帯決議をいただいております。その中の1つにPFI事業の実施状況を検証して、国会に報告することとされました。要は事業の実施状況等々についてレポートをつくって国会に提出せよということなのですけれども、そういう附帯決議をいただいております。あわせてPFI推進委員会も活用することと書いてございます。当委員会にもお諮りしながらという趣旨でございます。

今国会も既に開会しておりますが、今国会のうちには国会に提出したいと思っております。これから作業に着手しようと思っております。作業に着手するに当たりまして、まず皆様方にはレポートの構成、スケルトンを資料3の2.であるように、お示しをしているものでございます。

ごらんいただいておりますように、1番目は法制定及び改正の経緯。

2番目は基本方針・ガイドライン制定及び改定の経緯。

3番目はアクションプランの関係。

4番目は事業実施状況。

5番目としては類型別に好事例を具体的に紹介したものにして、国会にレポートという形で報告するというのでつくるわけですが、その他の関係者が見ても参考になるような形になればいいということも実は思っておりますので、そういう意味であえて事例も報告に盛り込んで、国会に出したいということでございます。

もしこの構成案について何かございましたら、ぜひご指摘を賜っておきたいと思っておりますし、事後でも何かアドバイスございましたら賜りたいと思っております。いずれにしても、こういうものをベースに今後、案をつくっていきまして、また形ができてきたところで再度委員会の皆様にはお示しして、御意見をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、何か御質問等ございますでしょうか。C委員、どうぞ。

○C委員 多分これを書いていくと1、2が重くて3、4がさらっと流れてという感じになるのかなと何となく想像にかたくないのですが、どこかに分析という項目があってしかるべきで、例えば4の事業実施状況はわかるのですけれども、それが一体どういうふうの評価するべきなのかということについて、あるいは失敗事例も含めてボトルネックは何なのか、もし仮に普及していないとすればという分析という項目があってしかるべきかなと思います。

先ほどから指摘がありますようにノウハウのかなり蓄積されている分野とまだ未到達の部分というのがありますので、どういうところに我々はノウハウを蓄積していて、どういうところがまだ暗中模索状態なのか、この辺はきちんと整理されたほうがよろしいと思うのです。

○持永審議官 ありがとうございます。

確かに分析の部分は文面上抜けておりますので、恐らく4のところかと思いますが、評価、分析のようなことは検討してみたいと思います。

○石原委員長 分析を踏まえつつ前向きになるように、非常にこのPFIに関しては各方面から期待も大きいものでございますので、そういった観点からまたよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続き作業をお願いするということにしたいと存じます。

それでは、次に報告事項です。平成26年度予算編成の基本方針について、成長戦略進化のための今後の検討方針について並びに産業競争力の強化に関する実行計画について、事務局より一括して御説明をよろしくお願ひします。

○持永審議官 それでは、報告資料の1、2、3をごらんいただきたいと思ひます。

実はこれは3つともかなり大部なものでございますが、本日は1枚紙に抜粋したものでお示しをさせていただきました。この1、2、3ともPPP/PFIにかかります最近の政府の動きの御報告ということでございます。

まず、報告資料1でございますけれども、これは26年度予算を政府で組むに当たりまして、その組む前に考え方を整理して、閣議決定するというプロセスがございます。その中でPPP/PFIについてごらんのとおりに、上のほうにありますのはアクションプランをちゃんとやりましょうということ、下のほうにありますのはコンセッションをどんどん導入するでありますとか高速道路でやっていきましょうとか、PFI推進機構をちゃんと活用しましょうといった事柄が考え方として盛り込まれております。こちらは経済財政諮問会議でいろいろ議論を経て、このような形でまとまっていったものでございます。

報告資料2は昨年の6月に政府が日本経済再生本部におきまして日本再興戦略というものを決めておりますが、そちらを改定していくということをお日本経済再生本部では考えており、そのもとにあります産業競争力会議のほうでその改定に当たって、検討方針という形で決定し、公表したというものでございます。

上の四角の一番下でございますように、PPP/PFIの活用促進をしましょうということで、下のほうで⑤ということていろいろ書いてございますけれども、これは産業競争力会議の中でこれからいろいろ議論しましょうという、イメージを書いてあります。産業競争力会議としての問題意識、検討したい項目ということての内容が、例えば地方公共団体へのインセンティブをどうするかですとか、手続の簡素化をどうするか、専門家の育成等々どうするかということについて検討していきましょうということが示されております。

それから、報告資料3でございます。昨年の臨時国会で産業競争力強化法というのがつくられて、国家戦略特区等々の取組がこれから進んでいくと思ひます。その法律に基づく実行計画が1月に決定されたということてでございます。

その中では、やはりPPP/PFIの活用ということで、アクションプランの推進、具体的には事例として書いてあるのは空港の話と高速道路の話が書いてありまして、空港等など重点化

しながらやりましょうという趣旨でございます。

以上、報告資料の御説明でございます。

○石原委員長 ただいまの御説明に関しまして、御意見等いかがでございましょうか。基本的には我々がこれから進めようとしている議論とほぼリンクしているように思いますが、これをご覧いただいて何か感想、御意見等ございましたらどうぞ。

○P専門委員 先ほど来コンセッションの話が出ていたのですけれども、私の記憶では、昨年の4月、5月ぐらいからコンセッションという言葉が新聞紙上ににぎわし始めたのかなと記憶しているのですが、その中で神奈川県議会のほうで県の老朽化した施設の再生を県直営でやるのではなくてコンセッション方式を活用して進めていくべきではないかという議論が出ています。

そうした中で、私ども庁内でこういうコンセッション方式が適用できるかどうかという調査もやりました。ただ、そうするとやはり事業部局の職員は今、例えば公の施設、指定管理者制度を導入していますけれども、指定管理者制度を運営するだけでもいろいろモニタリングとか大変なのに、ここでまた新たにコンセッションなんていうのは、そういった新しいことをやらせるのかという雰囲気があります。ですから、コンセッション方式を導入すればこれだけメリットがあるのだということを、県庁の内部向けにも説明していかなければいけない。

単純に申し上げると指定管理者制度だと指定管理料を払って運営していただく。コンセッションだと運営権を付与することによって対価をいただける。ここが決定的に違うとは思いますが、なかなかそれだけの説明でも納得いただけない部分がありますし、また、実際にそういう運営権を付与することで利用料金収入だけで運営できるかどうかという施設もなかなかないという状況もありますので、その辺のところを県の中で今後どういうふうに進んでいくかというのは非常に議論のあるところですので、そういったことも踏まえて今回のこの委員会の中でいろいろお知恵を拝借していきたいと考えています。

その中で今回コンセッション、この報告資料3で見ますと国管理空港と高速道路ということなのですが、例えば地方公共団体のほかの公の施設でも結構ですけれども、こういったところにコンセッション方式が導入可能なのか。今の時点で事務局のほうでも結構ですし、民間事業者の方でも結構ですので、御意見をいただければと思います。

○石原委員長 0専門委員はいかがですか。

○0専門委員 コンセッションにつきましては、まだ具体的には神戸市では検討はしておりません。やはり先進事例があれば取り組みやすいというのはあると思いますので、地方公共団体レベルで取り組まれた事例があれば、そういった情報提供をいただきたい。今、神戸市の中でもPFIで検討しているもので小学校の空調設備でのPFIの導入であるとか、市営住宅の建て替えというのがあるのですけれども、それも実は近隣の大阪府であったり京都市であったり、そういうところが取り組まれたという先行事例があって、それで気持ちの前向きになってスムーズに運んでいるという事例がありますので、コンセッションについ



てもどんどん先行事例の情報提供をいただければ、前向きに検討できるのではないかと考えております。

○石原委員長 N専門委員、どうぞ。

○N専門委員 まだコンセッションは実際一例も事例がないのですけれども、羽田空港の国際線ターミナルはコンセッションではないものの、完全なプロジェクトファイナンスでうまくいっている事例ではないかと思えます。横浜市の横浜アリーナも負担つき寄附という形をとって、それで民間がつくって地方公共団体に寄附して、そのかわり長期間運営させていただく権利をいただくという形でうまくやっっている事例かと思えますので、完全なコンセッションはまだ確かに1件もないのですけれども、似たような事例でうまくいっているのはありますので、そういうのは参考になるのではないかと思えます。

○石原委員長 ありがとうございます。どうぞ、R専門委員。

○R専門委員 今、最後のほうに民間事業者から見たコンセッションの可能性云々という話もちよっとあったものですから、一言申しつけ加えようかなと思えます。恐らくコンセッションと従来型のPFIでの一番大きな違い、コンセッションネアに期待されているところは、例えばプライスや投資といったところの裁量権を民間側に渡して、その分で収益を高めてくださいというところが一番大きな違いだと思うのですけれども、そういう観点からいっても、やはり裁量権が広ければ広いほど、民間側がリスクをとることができることになって、その分のリターンも高く期待するという形になっていく。一方その逆に裁量権を狭めていけばいくほど投資のリスクも逆にとれなくなってくるので、今度は指定管理者制度に近づく、先ほどのようにマネジメントに近づいていく。先ほど私が申し上げたように、裁量権の大きさによってエンジェル資金が全く違うことになってきますので、裁量権をどこに設定するか、幅をどこまで民間側に渡すかということ次第で、コンセッションのプレーヤーは増える、もしくは減るということは十分考えられると思うのです。

○石原委員長 まだいろいろとあろうかと存じますが、それでは、今、それぞれの皆様から出ました御意見あるいは地方公共団体の皆様から出ました実態、いろいろそういったことも踏まえまして、先ほどちょっと御紹介いたしましたけれども、本日はPFI推進機構から半田専務がお見えになっております。PFI推進機構につきまして、現在の活動状況並びにそういう活動をされている中で、いろいろと御意見あるいは要望等もあろうかと存じますので、そういうものを踏まえまして御説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○半田専務取締役 PFI推進機構の半田でございます。平素大変お世話になり、ありがとうございます。

昨年10月に会社が設立されまして、4カ月になろうとしております。これまでの活動状況について、1つは体制づくり、もう一つはPFI案件の推進という点で御説明をさせていただきます。

まず、体制づくりでございます。

一番最初に増資及び既存株主からの株式譲渡についてです。12月に民間企業を対象にし

まして、12億5,000万円の増資と既存株主から12億円の株式の譲渡を行いました。この結果、当機構への出資額は政府100億円、民間70社から100億円となりました。北は北海道から南は沖縄まで、全国の金融機関に出資をいただくことができまして、オールジャパンの株主構成となっております。

2つ目が人材の結集と研修についてです。

10月15日に仕事始めをいたしまして、それ以降11月末にかけて株主各社からの出向者、公認会計士の方等に機構に出向していただきました。PFIの専門家ばかりではないのですが、多様な経験を持つ非常に優秀な人材が集まったというふうに自負しております。

業務開始直後から内閣府PFI推進室をはじめとして、国土交通省、各メガバンク、シンクタンク等の多くの組織から講師を派遣していただきまして、PFIの法律制度、国の政策の方向性、地方財政の現状、インフラ各分野の現状と課題、プロジェクトファイナンスやメザニンファイナンスの契約などについて密度の濃い研修を行っております。おかげさまで職員個人個人のレベルはかなりの水準に達したと感じております。

3つ目が規程類等の整備などのルールづくりでございます。

毎月1回取締役会を開催しまして、社外取締役から時に厳しい御指導もいただきながら、規程類などの社内制度の整備を行ってまいりました。この機構は通常の子会社のルールとは異なりまして、各PFIの事業の応募選定の過程におきまして、官民の多くから守秘情報が入ってまいります。私どもはこうした秘密情報を厳格に管理するとともに、利益相反を管理し、民間事業候補者に対しては公平、公正な取り扱いをしなければなりません。顧問弁護士にも御指導いただきながら社内のルールづくり、職員の研修及び職員出向元への説明等を行ってまいりました。

次に、PFI案件の推進についてです。最初に、具体的に既に動き出している案件に対する対応です。独立採算型等のPFI事業、コンセッション事業として具体的に動き出している案件については、国土交通省などの政府関係の部局、公共施設管理者である地方公共団体などと緊密に連携をしまして、案件組成に向けて努力をしております。

近いうちに、第1号案件について支援決定をすべく準備を進めております。関西国際空港、仙台空港、福岡空港などの国管理空港につきましては、コンセッション導入の検討が最も進んでおります。我々もこれらの先行案件に対して特に注力をして検討を行っております。

実施方針が出される前の早い段階から、機構は公共側と組んで案件の検討を行っておりますけれども、これが一般の金融機関と異なる機構の業務運営の特徴であります。こういう活動をすることによって、実際には投融资が行われるかなり前の段階から業務が繁忙化しているという状況でございます。

2つ目が全国の地方公共団体への働きかけでございます。具体的な個別案件のない全国の地方公共団体に対しても、私もみずから先頭に立って訪問をしまして、独立採算型等のPFI事業、コンセッション事業のメリットや活用方法を訴えております。機構は職員20名足

らずの小さな組織でございますが、幸いにして民間株主70社の多くが全国の地方公共団体の指定金融機関となっております。指定金融機関は、例えば県庁や市役所の庁舎の中に支店や出張所を持ち、その地方公共団体のことは隅々まで熟知されています。

こうした金融機関と共同して地方公共団体を往訪することで効率的、効果的な活動を行っていきたいと考えております。

各地方公共団体の皆様からは、大規模なインフラ事業だけでなく非常に幅広い事業、施設に対してPFIの活用の可能性を相談されることがございます。例えば公営住宅の建てかえ、ごみ焼却場の更新、公立病院の建て替え、博物館、美術館、市民会館など箱物の建てかえや大規模修繕などについて、独立採算型あるいは混合型のPFI事業の具体的なイメージをつくってほしいという要請を受けております。

また、PFIの制度、手続につきましても地方公共団体の担当者からさまざまな意見を伺っております。中には厳しい意見もございます。PFI委員会では、ガイドラインの見直し等についてワーキンググループで検討されているところなので、我々が各地方公共団体から直接聞いている意見についてもお伝えをしまいたいと思っております。

3つ目が業界動向、個別プロジェクトの分析でございます。機構は案件形成への支援を行うとともに、ファイナンスの段階におきましては主としてメザニンを提供することが期待されております。このような役割を果たしながら、かつ機構の資産を毀損させずに運用していくためには、空港、上水道、下水道など主たるインフラの分野について十分な検討、分析が必要となってまいります。我々は外部の知見も活用しながら、こういった業界全体の動向あるいは各案件の現状につきまして、情報収集、分析を進めております。こうした地道な積み重ねによりまして、機構としての案件の目利き能力を高めていきたいと考えております。

最後に民間事業主体への働きかけでございます。

PFI案件を推進するに当たりましては、地方公共団体への働きかけと同時にその担い手となる民間企業の存在が不可欠でございます。空港案件については、多くの民間企業が関心を示しておりますけれども、それ以外の分野についてはまだまだ事業を引き受けようとする民間企業の数はい少ないと感じております。機構としましては、これらの分野におきましてもできるだけ具体的な案件のイメージをつくりながら、より広く各業界の民間企業の皆様とも意見交換をしていきたいと考えております。

こうした活動を通じまして、民間企業側からの要望を公共側に伝え、より実現可能性の高い案件づくりに貢献するとともに、民間企業に対してもPFI事業に参加しようとする気運を盛り上げていきたいと考えております。

以上が設立後、約4カ月弱の運営状況でございます。まだまだ手探りの部分もございますけれども、内閣府PFI推進室を初めとする関係省庁、株主の民間企業の皆様方の支援をいただきながら、引き続き議論を進めたいと考えております。

PFI推進委員会の委員の皆様にも引き続き御指導、御支援のほどお願い申し上げます。

○石原委員長 ありがとうございます。

発足後4カ月非常に精力的にいろいろ業務を進めておられる様子が伺えます。それと同時にこの委員会とPFI推進機構との密接な連携が何よりも大事であるということを改めて感じた次第でございますが、皆様から何か御質問等ございましたらお受けしたいと思いません。いかがでございましょうか。

Q専門委員、どうぞ。

○Q専門委員 本当に新会社ということで、まだまだ体制整備等で多忙を極められているやに伺っております。ただ、できるだけ早く今、こういった委員会でも話しているようなカテゴリーに合う案件をぜひ実績を早く積み上げていただきたいと思う次第でございますし、民間だけでは成立しないメザニン等のハイブリッドな案件をどんどん御一緒にやらせていただければと思う次第でございますし、それによってリプテーションを確立していただいで、ぜひ近い将来なるべく早く機構が入られるなら安心であるという呼び水機能、そういったリプテーションを早く確立していただけるように期待している次第でございます。

○石原委員長 エールと同時にこちらの決意表明でもあるということですね。

どうもありがとうございます。それでは、今、申し上げましたようにこれから機構との関係プレーが必要になってくるということでございます。そのほか何か事務局のほうからありますか。

○山田企画官 1点、事務局からペーパーを配付させていただいています。

先ほど資料1の説明の中で公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針(案)の概要においてということで、公共団体宛に周知をしているという御報告をさせていただいたところでございますが、この件につきまして本日御欠席のE委員から通知文そのものをこの場で皆様にご覧いただいたらどうかという御意見をいただきましたので、お目にかけますとともに、御紹介するわけでございます。

総務省から各地方公共団体宛の通知文になってございまして、この総合管理計画というのは、今後地方公共団体がお持ちのインフラについて、更新とか統廃合あるいは長寿命化を長期的な視点でもって計画的に行うための計画をつくるように取り組んでくださいという趣旨の内容でございます。その中で計画の検討に当たってPPPとかPFIの積極的な活用を検討されたいということが明示されているということで、この場で御紹介差し上げる次第でございます。

なお、この計画なのですけれども、今、政府挙げましてインフラ長寿命化に取り組んでおります。これは昨年の11月末ですけれども、インフラ長寿命化基本計画を政府の連絡会議で決定したところでございますが、この地方版として行動計画をつくってほしいということが政府として今、期待されておって、そのメッセージも出しているところなのですが、この総合管理計画をもって行動計画としても位置づけ可能なものであることもこの事務連絡で通知をしているところでございます。参考までに御紹介差し上げる次第でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

これをごらんになってP専門委員、いかがでございますか。何か感想ございますか。

○P専門委員 今公共マネジメント白書を市町村単位で結構つくられていると思うのですが、神奈川はそういうものはないのですが、ただ、隣のセクションで公共施設の見える化ということで、それぞれの施設、道路とか橋梁も含めてどのぐらいの維持管理コストがかかっているのか、これから何十年どのぐらいかかるかというのを試算して、昨年8月に公表、公共施設の見える化という取組をやっております。

ですから、今回のこういう指針についても今後参考にしながら進めていくのかなというふうには考えております。

○石原委員長 ありがとうございます。O専門委員、いかがでございますか。

○O専門委員 神戸市のほうも我々の公民連携推進室というのが企画調整局という局の中にございまして、インフラのこういった白書関係は行財政局という財産管理の部局のほうにございまして、そことの連携が庁内的にも課題になってはおります。やはり財産管理の視点からすると、更新統廃合については計画性を持って検討しているところなのですが、どうしてもどういう手法で再整備するかという手法の観点が抜け落ちているところがありまして、そういったところでも我々も連携をとりながらやっていきたいと感じているところです。

○石原委員長 ぜひ縦割りでなく関係プレーでよろしくお願ひしたいと思いますが、一応、これで本日の議事は終了でございます。それぞれのワーキンググループでまだいろいろとこれから御検討いただくこともあろうかと存じますし、本日の会合がそういった意味の促進剤になればという気もしております。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうも活発な議論をありがとうございました。